

盛岡広域振興局長告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月16日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100434	シーキューブ	盛岡市三本柳23地割65番地1	株式会社八角商店	平成30年3月1日